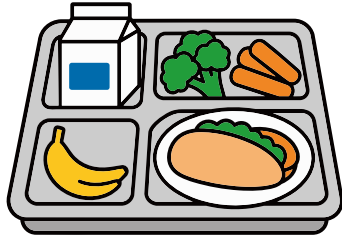


◆狭山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

Q 学校給食費の公会計化とは。また、その効果は。

A これまで学校長が保護者から給食費を集金・管理していた私会計を改め、市が予算や決算を含めて管理する仕組みである。効果としては、給食費の徴収、管理業務が学校から市に移管されることで、教職員の業務負担軽減につながり、口座振替先の金融機関が増えることで、保護者の利便性向上につながる。



◆令和8年度狭山市一般会計補正予算(第1号)

Q ビジネスサポートセンターの相談体制はどのように変わったのか。

A センター長の勤務体制を変更したことに伴い、センター長の業務を補佐する立場としてフルタイムで業務統括を行うディレクターを新たに採用し、相談体制の強化を図ったものである。

Q 生活保護事業費について、生活扶助費の追加支給を行うとは。

A 令和7年6月27日の最高裁判決を踏まえ、平成25年生活扶助基準改定で実施した当時の物価の変動に基づくマイナス4.78%の水準調整を、当時の消費実態に基づくマイナス2.49%の水準調整に変えることで生じる差額を給付するものである。

Q 生活扶助費の追加支給について、対象となる期間、対象世帯数、また今後の支給手続きは。

A 平成25年8月以降、本年3月までの期間において生活保護を受給していた世帯である。

ただし、平成30年10月以降の期間においては、入院患者日用品費、救護施設等の基準生活費、期末一時扶助、障害者加算等を受給した世帯に限られる。対象世帯数は、生活保護受給中の世帯が約960世帯、保護廃止の世帯は約1,000世帯を見込んでいる。支給の手続きについては、生活保護受給世帯の対象の絞り込みおよびその支給額の算定に係る業務システムの改修等の実施体制が整い次第、8月から9月をめどに追加給付を行う予定である。また、保護廃止の世帯には8月中をめどに申請の窓口とコールセンターを開設し、申出書を受け付け、内容を精査したのち、随時支給をする予定である。

Q 公共施設のLED照明の交換については、対象外となる施設があるのか。

A 既にLED化が完了している入曽地域交流センター等の施設や、今後改修や更新が予定されている奥富公民館、保健センター等の施設については対象外としている。また、屋外照明等についてもリース方式になじまない設備であることから対象外としている。

Q LED照明の交換事業者の選定は。

A 本事業は公募型プロポーザル方式により3者から選定した。対象施設が114施設と多く、図面が未整備の施設も多くあったことから、市が詳細な仕様を定めて一般競争入札を実施することが困難であったため、調査、設計、施工、維持管理を一体的に提案する方式を採用したものである。

